

地震の時、自動で電気を遮断できる 感震ブレーカーを設置しましょう！

感震ブレーカーを設置して、電気火災から「自宅」や「地域」を守りましょう！

能登半島地震や過去の大規模な地震災害では、多くの火災が発生しました。
東日本大震災では、その過半数は、**電気が原因**です。
地震が引き起こす「電気火災」は、**地震の揺れに伴う電気機器からの出火**や**停電が復旧した時に発生する火災**です。

市内の住宅等（※1）を対象に、大規模な地震発生時の電気火災を抑制し、市民の生命、財産を守
ることを目的に、感震ブレーカーを設置する方へ、その**設置費用の一部を補助**（※2）します。

※1 住宅等：住宅又は併用住宅（事務所、店舗その他これらに類する用途をかねるもの）

※2 補助事業：湖西市感震ブレーカー設置事業費補助金

感震ブレーカーとは

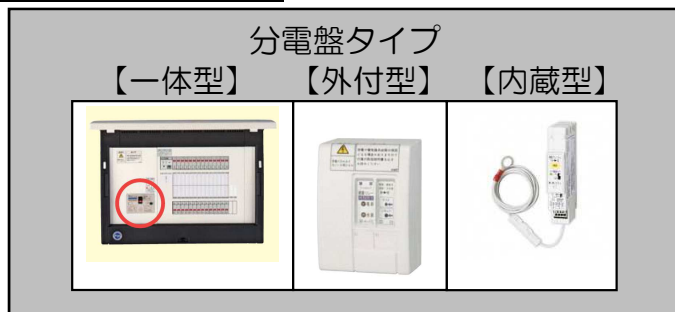
震度5強以上の地震を感知すると、分電盤のブレーカーを強制遮断して電気を止める機器です。

補助の対象者・金額

- ・市内の自らが所有する既存の住宅等に居住する個人
- ・市内の賃貸目的の既存の住宅等に居住する個人（所有者等の承諾）
- ・市内に自らが所有し居住する住宅等を新築する個人
- ・申請者又は同一世帯の者に市税の滞納がないこと。
- ・申請者又は同一世帯の者がこの補助金の交付決定を受けていないこと。
- ・暴力団員等又は暴力団員等と密接な関係を有する者でないこと
- ・1世帯当たり1個限り。

既存	感震ブレーカーの購入及び設置に要する経費の3分の2以内 上限3万円 ただし、既設の分電盤を撤去し感震ブレーカー等を設置する場合 一律1万円
新築	一律1万円

補助の対象機器



※一般社団法人日本配線システム工業会が定める
感震機能付住宅用分電盤（JWDS0007 付2）
の規格に適合する構造及び機能を有するもの。

※新品に限る。

※電気工事のいない簡易タイプやコンセントタ
イプは、補助金の対象ではありません。

申請期間・申請方法

令和7年4月1日（火）～令和8年2月27日（金）

必ず設置工事の前に申請してください。詳しくは、「補助事業の流れ」をご覧ください。

お問い合わせ・申請先

湖西市役所 危機管理課
〒431-0492 湖西市吉美3268
TEL：053-576-4538 FAX：053-576-2315
E-mail：kikikanri@city.kosai.lg.jp

詳しくはこちら▶

